

種別	区分	累計	
		10月	本年 昨年
発生件数		36	452 397
死亡者		1	11 14
重傷者		2	31 37
軽傷者		38	497 437

発行 山口市役所
編集 企画部広報課
印刷 (株)丸二商行



大内文化の生んだ「箏曲組歌」の発祥地を伝える石碑が、八坂神社境内にあるのをこ存じでしょうか。

西の京として山口が栄えた大内義隆の時代、築山館ではたびたび詩歌管弦が催され、あるとき、京都から招かれた七人の公卿殿上人が一首ずつ歌を作り、次々に箏で弾き歌ったといわれています。これが、箏曲組歌のはじまり。

石碑は、この築山館ゆかりの地に建てられています。

大内文化をしのび、箏曲組歌発祥地を伝えようと、建碑満二十周年式典が、十一月八日約百六十人が出席して行われました。(写真)

数多くの文化遺産がある私たちの郷土。いま一度、見つめ直してみたいものです。

華やかな 大内文化をしのび

「箏曲組歌発祥之地」
建碑満20周年記念式典

みんなの力で から守る 健民運動



第1回山口市交通安全ゲートボール大会。お年寄り130人が参加(10月14日)

交通安全ゲートボール

正しい交通ルールを身につけてもらうため、コート内に横断歩道や安全地帯などが設けてあり、横断歩道では正しい渡り方をしないと失格することもあります。

お年寄りの交通事故死亡事故が激増しています。このため、交通安全山口市対策協議会では、十一月二十一日から三十日までを「お年寄りを交通事故から守る健民運動」期間とし、市民総ぐるみの運動を呼びかけています。

十一月二十一日から、はじまる「お年寄りを交通事故から守る健民運動」の実施内容は、次のとおりです。
■目的 最近、お年寄りの交通事故死亡事故が激増している現状に鑑み、お年寄りの交通安全意識の高揚と保護活動をすすめ、市民総ぐるみによる運動

重点目標は3つ

思いやり運転など

市内の交通事故状況は、『市報やまぐち』の毎月十五号の表紙の上欄に掲載されています。今年一月から十一月二日までの交通事故死亡者は、十二人です。うち、お年寄りは四人。山口県下で、激増しているお年寄りの交通事故死亡者は、山口市内でも例外ではありません。

山口市での死亡事故

3人に1人がお年寄り

- ▽勲四等瑞宝章 田中 豊(70、野田、元公立高等学校長、教育功労)
- ▽勲五等双光旭日章 臼杵華臣(70、本町二丁目、山口県文化財保護審議会副会長・元山口県立山口博物館長、文化財保護功労・社会教育功労)
- 原田 寛(70、吉敷、元山口地方裁判所資料課長、裁判所事務功労)
- ▽勲四等旭日小綬章 吉富正一(73、上野小路、綜合病院山口赤十字病院院長、保健衛生功労)
- ▽勲六等瑞宝章 武波美一(70、下市、元山口県警部、警察功労)

秋の褒章

- ▽黄綬褒章 長沼隆一(57、大内、(南長沼建設代表取締役、業務精勵・建築業)
- ▽藍綬褒章 野原清司(63、中央二丁目、山口県議会議員、地方自治功績)
- 村田祥山(60、三和町、教師、矯正教育功績)



交通安全を願って、八十八カ所霊場めぐり(9月21日)

- 運動の重点目標
 - ①お年寄りに対する思いやり運転の励行
 - ②お年寄り自らの安全行動、安全運転の実践
 - ③お年寄りをいたわる家庭環境

市職員採用試験

上級職 文化財専門員

- ◆職種 文化財専門員
 - ◆資格 大学卒業後、次の要件のすべてを満たす人
 - ①昭和二十七年四月二日以降に生まれた人
 - ②大学で考古学を専攻した人
 - ③大学卒業後、考古学の調査実務経験が来年三月末日で二年以上となる見込みの人(大学院で考古学を履修した期間は、実務経験の期間に算入します)
 - ◆人員 一人
 - ◆一次試験 十二月十四日
- (日)山口市役所で教養、専門、適性検査
◆受験手続 「受験申込書」に必要事項を記入し、十一月十七日(月)から十二月三日(水)(必着)までに市職員課(〒753山口市亀山町2-1-22・4111)に申し込んでください。
受験申込書は職員課または各出張所にあります。
(郵便で受験申込書を請求するときは、七十円切手をはった返信用封筒を同封のこと)

統計功労者表彰

益岡さんら12人2団体

第三十四回山口県統計大会が、十一月五日、県庁職員ホールで開催され、昭和六十一年度統計功労者の表彰が行われました。
表彰を受けた方は、次のとおりです。(敬称略)
▽総務庁長官表彰
益岡米子(家計調査員、宮野) 梅本志津子(労働力調査員、白石一丁目) 金子良満(昭和六十年国勢調査指導員、大蔵) 村田四郎(同調査員、平川) 吉光安治(同調査員、赤妻町)

- ▽文部大臣表彰 明星幼稚園(学校保健統計調査事業所、野田)
- ▽通商産業大臣表彰 山口市(商業統計調査功績者) 労働大臣表彰 新井豊美(毎月勤労統計調査員、陶)
- ▽全国統計協会連合会長表彰 重宗幸代(統計功労者、調査員、糸米二丁目)
- ▽山口県統計協会会長表彰 内田博子(統計功労者、調査員、古熊二丁目) 小野ナオコ(統計功労者、調査員、錦町) 富山妙子(統計功労者、調査員、大蔵) 原田孝子(統計功労者、調査員、天花) 金子雅映(統計功労者、調査員、宮野)

(3)

スローガン

お年寄りの交通安全

お年寄りを交通事故

11月21日～30日



境づくり

主な実施事項

- ①交通安全教育・指導の徹底
②保護活動の強化
③交通安全施設の整備
④夜間、外に出るときは反射材を身につける
⑤交差点では止まって安全を確かめる

お年寄りの交通安全5則

産業立地担当助役

小林助役、退任

十月三十一日付で小林助役

が退任されました。

小林助役は、昭和五十六年

六月二十四日、山口市助

役に就任。以後、五年期間

企業誘致など産業立地の

促進を担当する助役とし

て、市長を補佐し市政の

進展に尽力されました。

小林兼年氏



11月26日から

秋の火災予防週間

防火の大役あなたが主役
十一月二十六日から十二月二日



平川婦人防火クラブの消火訓練

火の用心 七つのポイント

- 「さない」を家族の合言葉として
○寝たばこ、たばこの投げ捨て
○子供にはマッチやライターなど
○風の強いときは、たき火をし
○天ぷらを揚げるときは、その
○家のまわりに燃えやすいもの
○風呂の空き水をしない
○ストーブに燃えやすいものを
○日時 十一月二十三日(日)
○場所 佐山鳩岡地区

消防演習

厚生大臣表彰

松田隆輔(71、中市町、野菜
果物販売業、食品衛生功労)
十月二十一日、東京都で
の食品衛生全国大会で

文部大臣表彰

佐々木嘉彦(80、円政寺町、
検皮茸山口県選定保存技術保
持者、地域文化功労)
十一月五日、東京都で
昭和六十一年度地域文化
功労者表彰式で

小澤登米子(64、滝町、社
イルスカウト日本連盟山口県
支部長・元山口県社会教育委

県教育功労表彰

山口富美子(62、駅通り二丁
目、ガールスカウト日本連盟
山口県支部役員、青少年教育
功労)
久賀芳子(76、糸米二丁目、
生活改善専門技術員・山口県
女性問題対策審議会委員、生
活改善・家庭教育・学校教育
功労)
十一月一日、県庁での昭和
六十一年度山口県教育功
労者表彰式で

山口市と済南市 広がる友好の輪

山口県と中国・山東省が友
好協定を結ぶなか、県都の山
口市と省都の済南市とが交流
を進め、両市が友好都市を締
結したのは昨年の九月二十日。
以来一年が経ち、友好交流も
順調に進み、親善関係と相互
理解も一段と深まってきてい
ます。
経済、貿易、文化、教育、
科学技術等の各分野にわたる
交流と協力をうたった友好協
定に基づいた視察団の交流も
活発に行われています。
済南市からは、今年の三月

済南市からの研修生

許慧さん

済南市から通訳の研修生と
して山口市に来ている許慧さ
ん。二十三歳。済南市外事弁
公室に入り二年目の彼女は、
「昭和四十七年に日中の国交
が正常化され、友好の促進の
ために自分のできる限り
のことをしたい」と話す。
十二月末までの三か月
間、山口市役所の庶務課
に籍を置き、生きた日本語
を勉強します。
大学に入ってから日本
語を学び始めたそうで、
今では会話はもちろん読
み書きもでき、暇なとき
には本を読み、日本の歴
史や文化も勉強中。



ワープロの練習に励む許慧さん

みんなのほけん



病気になったり、けがをしたときに、一度に治療費を支払うことは大変な負担となります。そういうことのないように、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、お互いに助け合っていくという趣旨から生まれた医療保険制度のひとつに、「国民健康保険」(略して国保)があります。国保の現状や被保険者証などについて、そのあらましを紹介します。

国保の現状と保健施設

医療費

昭和六十一年四月から八月までに、国保の被保険者が医療機関(お医者さんなど)にかかって診療に要した費用(総医療費)は、三十億七千四百二十六万三千円です。

これは、前年の同時期に比べ一・二%の増加となっています。一人当たりでは十万六千二百八十四円で、一〇・三%増加しています。

また、これを老人保健適用者とそれ以外の人とで見ると、前者は一人当たり二十五万七千三百七円、後者は六万二千五百七十七円となっています。

加入者の年代別構成

現在の国保被保険者の年代別構成は、次表のとおりです。

年代別	人数(人)	比率(%)
0~9歳	1,896	6.5
10~19歳	2,812	9.7
20~29歳	1,601	5.5
30~39歳	2,741	9.5
40~49歳	2,738	9.5
50~59歳	4,150	14.4
60~69歳	6,503	22.5
70歳以上	6,475	22.4
全 体	28,916	100.0

国保は、高齢者の加入率が高く、また医療費も高いことから

国保被保険者の保険料の負担も高くなっています。

七十歳以上(六十五歳以上の老人保健法適用対象者を含む)の医療費については、国民一人ひとりが公平に負担するという老人保健法の原則から、各種の保険者が出し合っています。これを老人保健拠出金といいます。

しかし、今の拠出金は医療費按分率と加入者按分率とによって算定され、昭和六十一年度は加入者按分率が四四・七%となっているため、老人加入者が多い国保被保険者の負担が大きくなっています。

これでは、老人保健法の公平の原則に欠けるため、国では拠出金の負担が公平になるよう加入者按分率を段階的に百分にする改正案を、今の臨時国会に提出しています。

一人当たりの医療費

昭和六十年度の国保の医療費約六十五億円を、入院・外来別に加入者一人当たりの医療費で見ると、次表のようになります。

年代別にみると、五十歳代から急激に増えはじめ、六十歳代、七十歳以上とその増え方も一段と激しくなっています。

また、入院と外来を比較してみると、三十歳代を境にして入院の割合が高くなり、七十歳以上では外来の約一・九倍にもなっています。

入院・外来別一人当たり医療費(除・調剤)

年代別	入 院	外 来	合 計
0~9歳	3,921円	36,556円	50,477円
10~19歳	17,799	25,757	43,556
20~29歳	34,895	36,607	71,502
30~39歳	61,270	42,754	104,024
40~49歳	64,149	50,128	114,277
50~59歳	88,017	65,392	153,409
60~69歳	121,459	111,384	232,843
70歳以上	365,225	193,302	558,527
全 体	133,979	91,127	225,106

保健施設

さらに、疾病分類別にみると下表のようになり、お年寄りに多い高血圧や心筋梗塞などの循環系の疾患が一番多く、全体の約一九%を占めています。

保健施設といっても、特別な施設をいうのではなく、健康保持を目的とする一般的な健康診断やスポーツ大会などをいいます。

主なものには、外来人間ドックやコンピュータドックがあり、これらは国保で補助をしています。

特に外来人間ドックは、被保険者の健康管理に最も適しており、四十歳以上の人を対象に実施しています。

検査の内容は、一般理学的検査、血液化学検査、胃や食道のレントゲン検査、心電図検査などです。

毎年一回は、受診検査でチェ

疾病分類別一人当たりの医療費(除・調剤)

疾病分類	年代	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	全 体	比率(%)
感染症及び寄生虫症		1,756円	902円	1,631円	2,434円	1,386円	3,060円	5,882円	13,874円	5,356円	2.4
新 生 物		53	2,546	1,549	3,962	7,026	7,753	17,976	35,117	13,904	6.2
内分泌・栄養及び代謝疾患並びに免疫障害		1,296	148	575	2,432	1,725	8,955	13,787	27,109	10,591	4.7
血液及び造血器の疾患		997	443	739	759	1,403	2,761	1,474	7,035	2,591	1.2
精 神 障 害		0	1,690	5,586	34,277	36,939	33,535	15,773	28,485	21,837	9.7
神経系及び感覚器の疾患		7,753	8,044	7,249	5,881	5,998	9,895	14,222	32,353	14,344	6.4
循環系の疾患		955	258	290	2,813	5,328	26,817	61,797	222,397	65,542	29.1
呼吸系の疾患		14,665	5,528	4,417	5,114	5,180	6,035	12,652	27,765	12,395	5.5
消化系の疾患		10,736	11,538	22,634	20,134	24,995	28,674	38,762	61,363	33,269	14.8
泌尿生殖系の疾患		962	839	13,299	5,434	9,667	6,374	11,181	18,936	9,796	4.3
妊娠分娩及び産じょくの合併症		14	104	3,053	2,700	234	1	0	0	483	0.2
皮膚及び皮下組織の疾患		3,178	1,813	1,253	3,825	1,502	2,096	2,825	4,692	2,919	1.3
筋骨格系及び結合組織の疾患		416	2,457	1,789	3,040	5,101	10,643	19,848	48,192	17,268	7.7
先 天 異 常		1,377	1,395	13	143	21	20	4	14	261	0.1
周産期に発生した主要病態		2,026	0	107	35	0	0	0	0	156	0.1
症状、徴候及び診断名不明確の状態		1,230	1,013	1,369	1,061	3,405	1,140	3,995	6,697	3,162	1.4
損 傷 及 び 中 毒		3,063	4,838	5,949	9,980	4,367	5,650	12,665	24,498	11,232	5.0
合 計		50,477	43,556	71,502	104,024	114,277	153,409	232,843	558,527	225,106	100.0

こくけんこう



あなたは健康ですか

健康相談では、検尿や血圧の測定など簡単な検査もでき、自分の健康状態に不安や悩みをもっている人に適切なアドバイスをしています。各地区を巡回していますので、お気軽にご相談ください

保健婦活動

皆さんの健康を守るため、市の保健婦七人が、家庭訪問や健康相談などいろいろな活動をしています。
毎週月曜日(午後一時三十分から二時三十分まで)には、市役所第一会議室で皆さんからの健康相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

ツクを受けましょう。検査費用は、一割(およそ三千元)が自己負担となります。検査を受けるときは、事前に市保険年金課へ申し出てください。
成人病予防対策が叫ばれている今日、遅くとも四十歳からは自分の健康状態を把握し、自分の健康は自分でつくるように心がけましょう。

加入 喪失 手続きはお早めに

国保は、世帯主に保険料の支払いや届け出の義務があり、他の健康保険の加入者以外はすべて国保に加入することになっています。

したがって、他の健康保険に加入あるいは喪失した場合は十四日以内に届け出をしなければなりません。

他の健康保険に加入した場合は国保の喪失届が必要で、この届け出を怠るといつまでも保険料が課せられることとなります。

また、会社等を退職した場合には、国保の加入手続きが必要です。

国保の加入、喪失の手続きには、印鑑と加入した健康保険証または喪失したことを証明する書類が必要です。

被保険者証

被保険者証は、医療機関で受診するときに国保に加入していることを証明する「資格証明書」となるものです。受診の際は、必ず被保険者証を診療窓口に提示してください。

被保険者証は、学生や一定の期間住所を離れる人にも交付されます。



保険年金課の窓口は、市民課右側の4番から6番までです

■学生の被保険者証

学校教育法第一条に規定する学校へ修学のため親元から他の市町村に住所異動した子弟のための特例規定として、修学地で療養の給付を受けることができるよう、被保険者証を別に交付する制度があります。

この場合は、親元からの仕送りが必要で、申請手続きには国保の被保険者証、在学証明書または学生証、印鑑が必要です。

■遠隔地の被保険者証

一定の期間、家族と居所を別にして住所を離れて生活をする場合は、申請により遠隔地の被保険者証を交付することができま。

みんなで育てよう みんなのやまぐち

保険料

国保に加入すると同時に、世帯主には保険料を支払う義務が生じます。

保険料は、皆さんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、助産費、葬祭費などの給付の費用にもあてられ、国保の運営をするための貴重な財源となるものです。

この保険料は、基本的には皆さんの医療費に応じて異なります。

具体的というと、まず向こう一年間の医療費がどのくらいになるかを予測し、それから一部負担金(医療費の三分分)と国の補給金などを差し引いた額が、全体の保険料となります。

ですから、医療費が伸びれば皆さんが負担している保険料も高くなり、負担も大きくなります。

病気が早期発見、早期治療が大切です。健康には、日ごろから十分注意しましょう。

保険料は納期内に納めましょう

保険料の納付方法には、次のように納付組織、口座振替、自主納付の三つの方法があります。



■納付組織に加入し納める方法
町内などでつくっている納付組織に加入していただき、その組織でまとめて納付してもらいます。

■口座振替によって納める方法
みなさんの預貯金口座から自動振替によって納付していただきます。口座振替の手続きは、預貯金口座のある金融機関に申し出てください。

■自主納付により納める方法
納付組織および口座振替にも加入していない人は、納期ごとに金融機関で納付していただきます。

なお、病気などで自主納付に行けない人については、市納税課(☎22・4111)へ申し出ていただければ、国民健康保険推進員が納期ごとにお宅へおうかがいします。

× 口座振替に加入すれば、納期を忘れることなく、保険料の納付が便利に確実にできます。

保険料の納期

保険料は、六月の一期から翌年三月の十期まで、一年分を十回に分けて納付していただくことになっています。

第三者行為による医療費

治療費は加害者負担

国保に加入している人が第三者(他人)の過失(交通事故など)によりけがをした場合、治療費は全額加害者が支払うのが原則となっています。

しかし、届け出をすれば国保の被保険者証で治療を受けることもでき、この場合は、加害者が支払うべき治療費をとりあえず国保が一時立て替え払いをします。

したがって、かかった費用は

後で加害者が国保に全額納付しなければなりません。

診療前には届け出を

交通事故にあった場合には、すぐ警察に届けると同時に相手を確認し、国保で治療を受ける場合には必ず、市保険年金課に届け出て必要な手続きをしてくださいます。

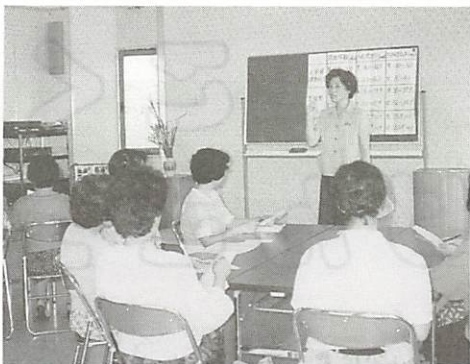
ただし、無免許運転、飲酒運転、無謀運転等による自損事故の場合には、国保の給付を制限されることがあります。

お年寄りの医療は 老人保健で受診を

老人保健法により、七十歳以上(寝たきり状態の人は六十五歳以上)の人は、それぞれの保険から切り離されて、老人保健

法による給付を受けることとなります。しかし、現在加入している医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格は、そのまま残ります。

ですから、保険料もそのまま引き続いて納めますし、医療以外の給付もいま加入している保険から受けられます。



高血圧の人を対象に、毎年1回高血圧教室が開かれています

なお、医療費は一部負担金を除き、国が二割、県と市が一割、残りの七割が皆さんの納めた保険料から支払われています。

資格の取得

■七十歳になる人

七十歳になる誕生月の翌月から資格を取得します。(一日生まれの人は誕生月から)

■寝たきり状態の人

身体障害者手帳一〜三級と四級の一部に該当する六十五歳以上の人で、申請の翌月から資格を取得します。

老人健康手帳

(医療受給者証)

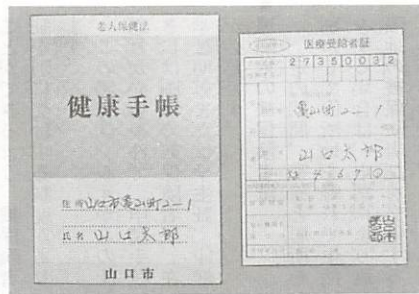
老人保健法が適用されると、「健康手帳」(医療受給者証)が交付されます。

これは老人保健法による医療が受けられる「資格証明書」になるとともに、お医者さんにかかったときの記録や健康調査の結果など、医療と日常の健康管理のための記録帳にもなります。医療機関で受診するときは、必ず健康手帳(医療受給者証)

じょうずな 診療のうけ方

- 急病でない限り、診療時間内にみてもらう
- かかりつけのお医者さんを選び、同じ病気でお医者さんを転々としな
- みてもらうときは、要領よく症状を説明する
- お医者さんを信頼し、むやみに治療方針に口をはさ

と被保険者証を、診療窓口提示してください。



健康手帳の中には、医療受給者証が入っています

加入手続き

老人保健の加入手続きは、印鑑と被保険者証を持参のうえ、市保険年金課または各出張所で行ってください。寝たきりの人は、障害の程度を証明する書類が必要です。

ない
○被保険者証を、必ず持参する



山口の 山伝説

⑨ えんこう地蔵

樺野川が山口のまちを南に流れ出て、仁保川と合うところを「出合」といい、川の水はいつも深く青くよどんでいます。

その「出合」の川底には悪いえんこう(カッパ)が住んでいて、水泳ぎに来る子供たちを川に引き込むことがたびたびありました。

ある日、近くのお百姓が馬を洗いに「出合」の河原にきました。よい獲物が来たこと喜んでえんこうは、そのしつぽをつかんで川底に引き込もうとしました。すると、馬は驚いてヒビーンと鳴いて岸へかけ上がりました。そのはずみに、えんこうは頭の皿を割られてしまい、中の水がこぼれ出た力がなくなってしまうました。それで、とうとうお百姓に捕まってしまうました。

えんこうが捕まったことを聞いた近所の者たちが手に手に鍬や棒を持ってやって来て、「子供の仇だ。」

「弟の仇だ」といって、えんこうをたたいて殺そうとしました。えんこうは、しきりに両手を合わせて「もう、これからは悪いことはしません。

どうか、命ばかりはお助けください」と、命乞いをしました。その姿を見て、人々はかわいそうになり、えんこうを助けてやることにしました。

お百姓たちは、亡くなった子供たちのために供養の石地蔵をつくり、「この地蔵さまの尻がくさるまで、もうこの川に出て来てはならんぞ」と約束をして、えんこうを放してやりました。

えんこうは何度も礼をいって、川底へ入っていきま



光厳寺山門前にあるえんこう地蔵

11月はガス安全
使用強調月間

これから冬場に向け、暖房中など特に換気に注意しましょう。開放型ストーブを使用中は、30分から1時間に1回1分間ほど窓を開けて、換気してください。

(7)

児童手当

児童手当は、児童を養育する人の家庭生活の安定と児童の健全育成などを目的に支給されるもので、今年の六月一日に制度が改正されました。

〔新制度の受給資格〕

十八歳未満の児童を二人以上（うち一人以上が義務教育就学前の児童）養育している人で、前々年または前年の所得が一定の額に満たないことただし、この新制度は昭和六十三年年度に完成され、昭和六十一年度と六十二年度は、次のような経過措置がとられます。

〔六十二年度（六月）〕

○第二子分 昭和五十九年六月二日以降に生まれた児童を含む二人以上の児童を養育している人

○第三子分 従来どおり義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育している人

〔六十二年度〕

○第二子分 昭和五十八年四月二日以降に生まれた児童を含む

む二人以上の児童を養育している人

○第三子分 小学校三年生以下の児童を含む三人以上の児童を養育している人

このことにより、現在児童手当を受けている人でも、昭和六十二年度当初で、小学校三年生以下の児童がいない場合は、昭和六十二年三月三十一日で資格喪失となります。

また、新制度の支給額および支給方法は、次のようになりま

○支給額 二人目の児童については月額二千五百円、三人目以降の児童については一人当月額五千元

○支給方法 二月、六月、十月の十五日に、四か月分まとめて口座に振込まれます。

なお、児童手当は申請の翌月分から支給されますので、初めて支給を受ける場合や支給を受けている人が転入した場合には、すぐに市保険年金課（六番の窓口）または各出張所で申請手続きをしてください。

乳児医療費の助成

乳児の保健向上と児童福祉を推進する目的で、乳児（0歳児）の医療費を助成しています。

○対象者 市内に居住する乳児の属する世帯で、前年の所得税（両親および同居の祖父母を含む）が七万八千円以下の世帯

○内容 乳児に要した医療費の自己負担分を助成

○期間 出生日から満一歳の誕生日の属する月の末日まで

被保険者証の検認はお済みですか

現在使用されている国民健康保険被保険者証、退職被保険者証は、十一月三十日で有効期限が切れます。

これに伴い、現在、有効期間を一年延長するため被保険者証の検認を実施しています。三十日までに、必ず検認を受けてください。（詳細については、市報十一月一日号の五頁をご参照

○申請手続き 健康保険証と印鑑を持参のうえ、市保険年金課または各出張所へ。

なお、今年一月二日以後、山口市に転入された人は、前住所地の税務署の納税証明が必要ですよ。



検認された被保険者証は、交付の日から有効です。最近、被保険者証の再交付申請が多数あります。被保険者証は、お医者さんなどで国保による診療が受けられる「資格証明書」になる大事なものです。取り扱いは十分注意をし、大切に保管しましょう。

40年ぶり再会

元連合軍兵と増野さん

終戦直後、連合軍兵士として山口市に駐留していたニュージールランド人のアルウィン・ハーストさん（61歳）と、当時一緒に働き兄弟のように親しくしていた増野悦郎さん（56歳・豊中市在住）が、十月二十四日、山口市役所で四十年ぶりに感激の再会をしました。今年七月、ハーストさんから市長あてに当時の友人たちを探してほしいと手紙が届き、報道機関の協力で、豊中市に住む増野さんだけが判明。再会を楽しみにしていた二人は、抱き合って喜ぶほどの感激ぶり。ハーストさんは「増



母親クラブが

託児のボランティア

幼児をもつ母親を対象に、幼児家庭教育学級（市中央公民館主催）が毎週木曜日、県児童センターで開かれています。この学級は、今年で二年目。お母さんたちが受講中、子供の世話をしているのは、母親クラブのメンバーたちです。この母親クラブは、昨年の受講生や抽せんにもれて受講できなかったお母さんたちが、みんな子育てを考えようと集まったグループ。



「昨年は自分たちが婦人会の人に子供の面倒をみてもらったので、今度はそのお返しに」と、自ら買って出たボランティア約五十人の子供たちを十人余りみていたので、泣きじゃくる子供たちを一人が二、三人抱えて大奮闘。にわか保母さんとして頑張っています。

梅光苑デイ・サービス 介護者教室の受講生募集

○日時 12月2日（火）、9日（火）
時間はいずれも午前10時～午後3時
○場所 山口市老人デイ・サービス施設（梅光苑敷地内）
○対象者 寝たきり老人等を介護している人または介護知識を得たい人
○受講料 無料（昼食は主催者で用意します。また、開講日の午前9時20分までに市役所玄関前に集合されれば、梅光苑まで送迎します）

○日程 12月2日（午前）開講式・オリエンテーション、老人の心理的特性と基本的接遇に関する知識（講師・奥野茂春梅光苑長）、看護の方法について（講師・保健婦）（午後）食事・自己紹介・施設案内、老人の病氣と予防・医療よろず相談（講師・相川一郎相川医院長、ビデオ映写会を含む）、日常動作訓練（講師・作業訓練士） 12月9日（午前）老人痴呆呆について（講師・大崎晃達吉南病院長）、老人の食事と栄養（講師・守田美和子梅光苑栄養士）（午後）食事・食事の介助の仕方（講師・渡辺武子梅光苑栄養士）、家庭で受けられる福祉サービス（講師・山口市福祉事務所職員）、茶話会・閉講式
○申し込み 11月25日までに梅光苑内デイ・サービス係（☎083986-3056）へ

児童館特別講座生を募集

○日時・内容 〈1回目〉11月20日午後3時～4時30分“用具（ぼかしあみ）作りとデザインを考える”〈2回目〉11月21日午後3時～4時30分“ブラッシングにより年賀状をつくる”
○場所 山口市福祉センター（下堅小路254）
○講師 亀山湊子先生
○対象 小学1年生～3年生
○定員・会員 30人・100円
○申し込み 11月17日から、市福祉センター（☎22-7121）へ。（申込順）



健康コーナー

子宮がん検診

- 期日・場所〈11月19日〉吉敷公民館〈20日〉市福祉センター内ボランティアセンター〈21日〉宮野公民館〈25日〉大内公民館〈26日〉市児童文化センター〈28日〉市衛生課横
- 受付時間 いずれも午後1時30分～2時
- 対象者 30歳以上の市民
- 料金 600円(70歳以上のおおよび市民税非課税世帯の人は無料)
- 申し込み 市衛生課(☎22-4111)へ。当日和服はご遠慮ください。また、申込者多数の場合は、締め切ることがあります。

健康教育

- 期日・場所・内容・講師 〈11月21日〉佐山公民館・「高血圧の予防」内科医師
- 時間 午後1時30分～3時30分
- 受講料 無料
- 申し込み 11月20日までに、市衛生課(☎22-4111)へ



催し物とお知らせ

清掃工場からおねがい

現在、清掃工場ではごみ焼却炉の増設工事を行っています。この増設工事にあたり、新しいプラットホーム(ごみ投入場所)が完成し、旧プラットホームの改修工事を行うことになりました。このため旧プラットホームに設置している破砕機の使用が不能となりますので、破砕機を必要とする廃材等は、下記期間に限り搬入しないようにご協力をお願いします。

- 期間 昭和61年12月1日から昭和62年3月25日まで
- 搬入できないもの 廃材、タンス、畳、フトン等長さ50cm以上のもの

山口おやこ劇場例会

舞台劇「ある石のあそび」

- 日時 11月24日(月)午後1時～、午後6時30分～、2回公演
- 場所 市民会館小ホール
- 入場料 会員無料、当日見られる方は会員になってください。(入会金200円、会費月額700円)
- 問い合わせ 山口おやこ劇場事務局(本町1丁目2-14☎25-1486)へ



「王妃マリー・レグザンスカの肖像」(ナティエ)

フランス美術の黄金時代展

この展覧会は、3年前、県立山口美術館で開催され、多くの絵画ファンを魅了した「フランス近世名画展」のパートⅡです。「ロココから印象派まで」の流れをたどり、フランス美術の最も充実した18世紀から19世紀にわたる躍動の200年にスポットを当て、ルーブルを始め同国内の有名11美術館から厳選された油彩77点が展示されます。

- 会期 11月29日(土)～12月21日(日)(月曜日は休館)午前9時～午後4時30分(入館は4時まで)
- 入場料 一般900円(700円)大・高生700円(500円)中・小生400円(200円)()内は前売り・20人以上の団体料金

昭和62年成人式該当者へ

山口市では、恒例の成人式を昭和62年1月15日、市民会館大ホールで行います。

- 該当者 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日の間に生まれた人
- 案内状 案内状は、11月1日現在の住民登録をもとに作成します。他市町村に住民登録をしている人で、参加を希望する場合は、市教育委員会社会教育課(☎22-4111)または、最寄りの公民館までご連絡ください。

山口天神まつり(11月23日)

当日は、午後1時に古熊神社と八坂神社から行列が出発し、御神幸祭が行われます。

また、午前10時から、市内中学生新人相撲大会、ちびっこ相撲大会、子供たるみこし、市内小・中学生剣道大会、もちまきなどが行われます。

広報紙コンクール

市内の2団体が入賞

山口県ふるさとづくり県民会議主催の「ふるさとづくり運動の広報紙コンクール」に、市内から次の団体が入賞しました。なお、両団体は、さる10月21日県庁で開催された「山口県ふるさとづくり推進大会」で表彰されました。

- 最優秀賞 大殿春秋会
- 優良賞 大殿を考える会

市民会館 全館休館

市民会館は、改修工事のため、来年の12月1日から昭和63年3月31日までの4か月間全館休館とします。使用申し込みに際しては、ご注意ください。

不燃物の収集日 [出張所地区]

〈12月〉1日嘉川、2日陶・鑄銭町、3日佐山、4日秋穂二島・名田島、9日大内、11日平川、16日小鯖、19日吉敷、23日仁保、25日宮野、26日大歳



募集コーナー

青年海外協力隊

- 資格 満20歳から35歳までの日本国籍を持つ男女
- 派遣先・期間 アジアやアフリカなどの開発途上にある国・2年間
- 願書締め切り 11月30日(消印有効)
- 応募先・問い合わせ 所定の願書で、青年海外協力隊事務局(〒150 東京都渋谷区広尾4-2-24☎03-400-7261)へ

親子もちつき大会

- 期日 12月13日(土)～14日(日)1泊2日(雨天決行)
- 場所 県秋吉台少年自然の家
- 参加資格 小学1年生から中学3年生までの児童・生徒とその保護者
- 募集人員 100人(定員に達し次第締め切ります)
- 主な活動 もちつき、天体観察など
- 参加費 1人 1,800円
- 申込方法 はがきに、住所、氏名、年齢、性別、学校名、学年、同伴の保護者名、電話番号を記入のこと
- 申込期間 11月25日～12月5日
- 申し込み 山口県秋吉台少年自然の家(〒754-03 美東町大字赤☎0839-6-2-0581)へ

人権週間にあたり 無料相談所を開設

十二月四日から十日までは「人権週間」です。山口地方事務局と山口県人権擁護委員連合会では、「人権の共存」「いじめ・体罰の根を絶とう」を重点目標に、次のテーマに取り組みんでいます。

- 部落差別をなくそう
- 女性の地位を高めよう
- 障害者の完全参加と平等を実現しよう

この人権週間に当たり「無料法律・人権相談所」が次のとおり開設されますので、お気軽にご相談ください。

- 日時 十二月六日(土)午前九時～正午
- 場所 市役所第一会議室
- 相談担当者 弁護士、人権擁護委員、法務局職員

無料行政相談所を開設

- 日時 十一月十八日(火)午前十時～午後三時
- 場所 山口県林業会館(駅通り二丁目4-17)
- 相談内容 土地利用、営業許可、自動車庫庫証明等、戸籍・外国人登録等、権利義務・事実証明、会社法人設立、告訴・告発状等、保険・年金等、不動産の取得生活資金・学資金、結婚に関する相談、その他の手続
- 主催 県行政書士会・県行政書士会山口地区会

今年度第3回 住宅資金融資 ○期限 11月28日 ○融資申込 住宅金融公庫業務取扱店

人権相談 〇日時 12月3日(水)10時～15時 〇場所 陶隣保館 所を開設 〇相談担当者 人権擁護委員、法務局職員